

## 令和7年中に収入がない人の申告書の書き方

遺族年金・障害年金など非課税所得のみの人は収入なしとなります

### ① 住所・氏名等の記入（2ページ参照）

※代理申告の場合、申告書裏面「16 代理申告の記入欄」に代理者の氏名・続柄・電話番号を記入してください

### ② 収入額等の欄に「収入なし」と記入してください

### ③ 申告書裏面「17 前年（7年）中収入のなかった人の記入欄」の該当するものに○をつけてください

### ④ ご自身が扶養している人がいる・障害者控除や寡婦控除等を追加するなどの場合は、対象者氏名などの必要事項を記入してください（2~3ページ参照）

## おもて面

1. 営業等	2. 農業
不動産	3. 利子
配当	4. 配当
給与	5. 給与
公的年金等	6. 公的年金等
被扶養	7. 被扶養
その他	8. その他
短期	9. 短期
長期	10. 長期
一時	11. 一時

② 収入なし

## うら面

16 代理申告の記入欄
氏名（ ）
続柄（ ）
電話番号（ ）

## 17 前年（7年）中収入のなかった人の記入欄

1. ( ) の扶養又は仕送りで生活
2. 病気療養 (3) 3. ( )
4. 遺族・障害年金等
5. その他 ( )

## 公的年金等雑所得の算出方法

### 《65歳未満》

昭和36年1月2日以後に生まれた人

(キ) 公的年金等の 収入額の合計	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円まで	1,000万円超 2,000万円まで	2,000万円超
130万円未満	(キ)-60万円	(キ)-50万円	(キ)-40万円
130万円以上 410万円未満	(キ)×0.75-27万5千円	(キ)×0.75-17万5千円	(キ)×0.75-7万5千円
410万円以上 770万円未満	(キ)×0.85-68万5千円	(キ)×0.85-58万5千円	(キ)×0.85-48万5千円
770万円以上 1,000万円未満	(キ)×0.95-145万5千円	(キ)×0.95-135万5千円	(キ)×0.95-125万5千円
1,000万円以上	(キ)-195万5千円	(キ)-185万5千円	(キ)-175万5千円

### 《65歳以上》

昭和36年1月1日以前に生まれた人

(キ) 公的年金等の 収入額の合計	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円まで	1,000万円超 2,000万円まで	2,000万円超
330万円未満	(キ)-110万円	(キ)-100万円	(キ)-90万円
330万円以上 410万円未満	(キ)×0.75-27万5千円	(キ)×0.75-17万5千円	(キ)×0.75-7万5千円
410万円以上 770万円未満	(キ)×0.85-68万5千円	(キ)×0.85-58万5千円	(キ)×0.85-48万5千円
770万円以上 1,000万円未満	(キ)×0.95-145万5千円	(キ)×0.95-135万5千円	(キ)×0.95-125万5千円
1,000万円以上	(キ)-195万5千円	(キ)-185万5千円	(キ)-175万5千円

(例) 昭和35年生まれ(65歳)・  
公的年金等の収入額が150万円・  
公的年金等雑所得以外の所得に係  
る合計所得金額が200万円の場合

《65歳以上》の表を用いて  
150万円-110万円=40万円  
→公的年金等雑所得は、40万円に  
なります

## 給与所得の算出方法

給与所得速算表	
(カ) 紙と等の収入額	(⑥) 紙と所得の金額
カ < 651,000円	0円
651,000円 ≤ カ < 1,900,000円	「(カ)-650,000円」
1,900,000円 ≤ カ < 3,600,000円	(カ)を「4」で割って 千円未満切捨。(A) 「A×2.8-80,000円」
3,600,000円 ≤ カ < 6,600,000円	「A×3.2-440,000円」
6,600,000円 ≤ カ < 8,500,000円	「(カ)×0.9-1,100,000円」
8,500,000円 ≤ カ	「(カ)-1,950,000円」

## 郵送による提出

申告書に必要事項を記入のうえ、マイナンバー  
カードの写し、源泉徴収票や控除証明書などの  
コピーを同封し、申告期限までに届くよう郵送  
してください。郵送されたものはお返しできません。

【送付先】〒328-8686（住所不要）

栃木市経営管理部税務課

(例) 紙と收入額が200万円の場合

200万円(カ)÷4=50万円(A)

50万円(A)×2.8-8万円=132万円 → ⑥紙と所得は、132万円になります。

## 令和8年度 市民税・県民税申告の手引き

## 市民税・県民税申告書の提出が必要な人

■令和8年1月1日現在栃木市に住んでいて、  
所得税の確定申告をしない人のうち、令和7年中（1月1日～12月31日）の収入状況について次に該当する人

- ① 営業等、農業、不動産（地代、家賃など）、利子、配当、雑（シルバー人材センター、個人年金など）、譲渡、一時（生命保険払戻金など）などの収入がある人
- ② 給与収入者（アルバイト・パート収入も含む）または年金・恩給等の受給者で次のいずれかに該当する人
  - ・給与収入・年金収入のほかに収入がある人（給与・年金以外の所得が20万円以下で確定申告が不要な人も市民税・県民税の申告が必要です）
  - ・勤務先から栃木市に給与支払報告書の提出がない人
  - ・医療費控除、社会保険料控除、扶養控除などの所得控除（2、3ページ参照）を追加する人
- ③ 収入がない人（遺族年金、障害年金のみを受給していた人を含む）のうち税法上でどなたの扶養にもなっていない人

→上記①、②に該当する人は2、3ページ、③に該当する人は4ページを参照して申告書を記入してください

## 上記に該当しない方でも申告を必要とする場合

- ・所得証明書や課税・非課税証明書等の証明書の発行が必要な場合
- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険へ加入している場合
- ・県営/市営住宅・児童手当・保育園等の手続きをする場合
- ・その他、収入の申告が必要とする場合

## 申告に必要なもの（領収書や証明書は令和7年（2025年）中のもの）

収入がわかるもの	□給与所得者	源泉徴収票（原本）・・・勤務先が発行
	□年金所得者	源泉徴収票（原本）・・・年金支払者が発行
	□営業・農業 不動産所得者	記入済の「収支内訳書」、「支払調書」
	□シルバー人材センターの所得がある場合	配分金支払証明書
	□一時所得がある場合	収入額と必要経費の記載された証明書（「支払保険金額等のお知らせ」など）
所得から控除する額がわかるもの	□社会保険料控除	市役所からの所得申告参考資料、国民年金保険料控除証明書、 その他社会保険料の支払額が分かる書類
	□生命保険料控除	生命保険料の控除証明書
	□地震保険料控除	地震保険料の控除証明書
	□障害者控除	障害者手帳、障がい者控除対象者認定書など
	□医療費控除	記入済の「医療費控除の明細書」、「医療費のお知らせ」
その他	□セルフメディケーション税制	記入済の「セルフメディケーション税制の明細書」及び健康保持増進への取り組みを明らかにする書類
	※医療費控除またはセルフメディケーション税制のどちらか一方を選択して適用を受けます	
	□勤労学生控除	学生証、証明書
	□寄附金控除	寄附金の受領証（原本）など
	□住宅借入金等特別控除を受ける場合（2年目以降のかた）	令和7年分住宅借入金等特別控除額の計算明細書（記入済のものをご持参ください）、年末残高等証明書
その他	□市役所からの「申告お知らせはがき」、マイナンバー確認書類、身元確認書類、 申告する人の預貯金口座番号がわかるもの	

《申告期限》 令和8年3月16日（月）

《問合せ》 栃木市経営管理部税務課 〒0282(21)2266



## 申告書記入の手順

※前年中に収入がない人は、4ページにお進みください。

① 住所、氏名等の記入

申告日時点の現住所・令和8年1月1日の住所・氏名・生年月日  
電話番号・マイナンバー（個人番号）等を記入します

② 前年中に収入がある人は下記項目を記入

- ・**収入金額等**…令和7年中に収入することが確定した金額
  - ・**所得金額**…収入金額－必要経費等＝所得金額(給与・年金は4ページ参照)
  - ・**所得から差し引かれる金額に関する事項**…所得控除のこと

＜おもて面＞

## ■ 所得から差し引かれる金額(所得控除)について

No.	控除の種類	要件等
⑯	社会保険料控除	あなたが支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、雇用保険料等の控除です。支払額証明書を参考に記入し提示してください。（市役所から送付する「所得申告参考資料」には、年金から差し引かれた額は記載されていません。年金の源泉徴収票に記載された額と合わせて記入してください。）
⑰	生命保険料控除	あなたが支払った生命保険、介護医療保険、個人年金保険料等の控除です。保険会社等から郵送される令和7年分生命保険料の控除証明書を参考に記入し提示してください。
⑱	地震保険料控除	あなたが支払った地震等を原因として損害を被ったときに保証される保険の保険料の控除です。保険会社等から郵送される令和7年分地震保険料控除証明書を参考に記入し提示してください。
⑲	寡婦控除 ※1	次のいずれかに該当する人で、「ひとり親」に該当しない場合の控除です。（事實上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる人は除外） ①夫と離別し再婚していない人で、子以外の扶養親族がおり、合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別し再婚していないか、夫の生死が明らかでない人で合計所得金額が500万円以下の人
⑳	ひとり親控除 ※1	事實上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がおらず、子を扶養し、合計所得金額が500万円以下の場合の控除です。
㉑	勤労学生控除 ※1	あなたが特定の学生で合計所得金額が85万円以下であり、かつ勤労によらない所得が10万円以下の場合の控除です。学校名を記入し、学生証等を提示してください。
㉒	障害者控除 ※1※2	あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合の控除です。扶養控除の適用のない16歳未満の扶養親族についても、障害者控除の対象になります。障害者手帳や認定書を提示してください。障害の程度欄に障害の種類、等級を記入してください。
㉓	配偶者控除 ※1※2	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下である場合の控除です。配偶者の合計所得金額を記入してください。①事業専従者となっている場合は該当しません。
㉔	配偶者特別控除 ※1※2	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円を超える場合の控除です。配偶者の合計所得金額を記入してください。
同一生計配偶者		あなたの合計所得金額が1,000万円を超え、生計を一にする配偶者の合計所得が58万円以下である場合、同一生計配偶者欄にチェックしてください。
㉕	扶養控除 ※1※2	あなたと生計を一にする親族のうち、合計所得金額が58万円以下である人を扶養している場合の控除です。16歳未満の扶養親族については控除額はありませんが、非課税判定の対象になりますので「16歳未満の扶養親族」欄に忘れずに記入してください。 ①他の納税者の扶養親族または事業専従者となっている場合は該当しません。
㉖	特定親族特別控除	あなたと生計を一にする、年齢19歳以上23歳未満の親族のうち、合計所得金額が123万円以下である人を扶養している場合の控除です。 ①他の納税者の配偶者、特定親族または事業専従者となっている場合は該当しません。
㉗	雑損控除	あなたや生計を一にする親族（総所得金額等が58万円以下の人）が災害、盗難、横領により住宅や家財、現金等に損害を受けた場合の控除です。災害等に関連するやむを得ない支出の領収書を提示してください。
㉘	医療費控除	あなたや生計を一にする親族のために一定額以上の医療費を支払った場合の控除です。医療費の領収書を事前に集計し作成した「医療費控除の明細書」を添付してください。
セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）		あなたが健康の保持増進や疾病の予防への一定の取組を行っていて、あなたや生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等を12,000円以上購入した場合の控除です。事前に作成した「セルフメディケーション税制の明細書」を添付し、取組を明らかにする予防接種の領収書や定期健康診断の結果通知表等を提示してください。
寄附金控除 ※申告書裏面14 寄附金に関する 事項		あなたが都道府県や市区町村、住所地の共同募金会・日本赤十字社支部、栃木県や栃木市が条例で指定した団体に対して2,000円を超える寄附をした場合の控除です。申告書裏面「14 寄附金に関する事項」に金額を記入し、寄附金の受領証等を提示してください。 ①ふるさと納税のワンストップ特例制度を利用した寄附金も含め、すべての寄附金について記入が必要です。
㉙	小規模企業共済等掛金控除	あなたが支払った小規模企業共済法に基づく掛金、確定拠出年金法で定める個人型年金の掛金、条例で定める心身障害者扶養共済の掛金の控除です。 証明書を提示してください。

## □ 収入金額 / 所得金額について

収入の種類		欄	対象となる収入・必要経費	
事業	営業等	ア	○卸売業、小売業、飲食店業、建設業、保険業、サービス業等の営業 ○医師・弁護士、作家、外交員等の自由職業 「収支内訳書」を作成し、申告書裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」を記入してください。 <b>所得金額=総収入金額-必要経費</b> 《必要経費》販売商品の仕入れ額、水道光熱費、給料賃金、消耗品費、減価償却費等	
		①		
	農業	イ	○穀物・野菜・果樹等の栽培、農家が兼営する家畜等の飼育等の事業 「収支内訳書」を作成し、申告書裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」も記入してください。 <b>所得金額=総収入金額-必要経費</b> 《必要経費》種苗代、肥料代、農薬衛生費、雇人費、減価償却費等	
		②		
	不動産	ウ	○土地や建物、不動産の上に存する権利等の貸付による収入 「収支内訳書」を作成し、申告書裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」も記入してください。 <b>所得金額=総収入金額-必要経費</b> 《必要経費》固定資産税、損害保険料、修繕費、減価償却費等	
		③		
利子	工	○日本国外の銀行等に預けた預金の利子等、一律分離課税の対象にならない利子の収入 <b>所得金額=収入金額</b>		
		④		
配当	才	○法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、基金利息及び投資信託（公社債投資信託、公募公社債等運用投資信託を除く）の収益の分配等による収入 申告書裏面「8 配当所得に関する事項」も記入してください。 ※非上場株式の配当所得、大口保有株式による配当所得は申告が必要です。 <b>所得金額=収入金額-株式等を取得するための借入金の利子</b>		
		⑤		
給与	力	○給料・賞与・賃金等の収入（パート・アルバイト収入含む） 勤務先で発行される「令和7年分給与所得の源泉徴収票」を提示してください。 <b>所得金額 … 4ページ 表から算出</b>		
		⑥		
雑	公的年金等	キ	○国民年金、厚生年金、共済年金等の公的年金収入 年金支払者から発行される「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」を提示してください。 <b>所得金額 … 4ページ 表から算出</b>	
		⑦		
	業務	ク	○シルバー人材センターの配分金、工賃、原稿料、印税、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引や食料品の配達などの副業にかかる収入 申告書裏面「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」も記入してください。 <b>所得金額=総収入金額-必要経費</b> ※家内労働者や外交員、シルバー人材センターの配分金がある人等は特例により65万円まで必要経費として認められる場合があります。	
		⑧		
	その他	ケ	○個人年金や生命保険契約等に基づく年金等、業務以外のものによる収入 申告書裏面「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」も記入してください。 <b>所得金額=総収入金額-必要経費</b>	
		⑨		
総合譲渡	コサ	コ	○骨董品、機械、貴金属、ゴルフ会員権、特許権等の資産の譲渡から生じる収入（土地・建物・株の譲渡は分離譲渡になるため含まない） 「短期」は資産の保有期間が5年以内、「長期」は5年を超えるものが対象です。申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」も記入してください。 <b>所得金額=総収入金額-（取得費+譲渡費用）-特別控除額（50万円が限度）</b>	
		サ		
一時	シ	シ	○生命保険の一時金、損害保険満期金、懸賞の賞金等の一時的な収入 申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」も記入してください。 <b>所得金額=総収入金額-収入を得るために支出した金額-特別控除額（50万円が限度）</b>	
		⑪		

※「生計を一にする」…別居している場合でも生活費や学資金などを送金して扶養している場合は「生計を一にする」ものとされます。

※1 ⑯～㉔の控除は前年 12 月 31 日(年の途中で死亡した場合は死亡日)の現況で判定します

※2 ②～④の控除を受ける場合は対象となる人の氏名、生年月日、マイナンバー（個人番号）、同居・別居の区別、続柄を記入してください